

第3回動物愛護業務強化検討会議事概要

1 動物愛護先進地視察の報告について

- 横浜市動物愛護センターには、個別収容施設や観察室（検疫室）など感染症を防止するための構造や施設が設けられていた。また、収容動物のシャンプーやカットを行い、動物をきれいにするためのグルーミング室や譲渡動物の展示室が設けられていた。これらは返還・譲渡を促進するために有用な施設であり、広島県動物愛護センターにも必要な施設である。
- 横浜市動物愛護センターが引取る犬には、野犬が全くおらず、ほとんどが飼い犬であったので、引取る犬の半数が返還されている（収容数約 400 頭/年、返還約 200 頭/年）。また、よく馴れた犬が多いこともあり、残りの半数以上である約 120 頭/年が譲渡されている。横浜市には本県のように野犬はいないが、残りの約 80 頭は公示後、法に基づき殺処分されている。また、飼い主からの引取りも行うなど、現実的な対応をとっている。
- 猫については、収容数は約 1,500 頭/年であり、その内 500 頭余りが譲渡され、残りの約 1,000 頭が殺処分されている。なお、引取る猫の多くは乳飲み子である。

2 定時定点引取りを廃止した場合の問題点と対策について

- 引取り場所が遠くなり犬猫を動物愛護センターまで持込むことが困難な住民への対応は、立会ができ安易な引取りも防ぐことができるため、動物愛護センターが行うこととする。
- この場合、動物愛護センターがこれまで定時定点で引取っていた犬猫を現地に出向いて引取ることになり（H25年度の定時定点引取り数：約 1,500 頭）、さらに、引取りに係る相談も増えるなど業務量が増加すると考えられるので、動物愛護センターの体制の整備について、検討する必要がある。
- 懸念される野良犬・野良猫の増加については、廃止した他県の状況や今までに定点場所を削減した経緯から、本県で廃止しても大きな影響はないと考えられる。また、昨年度、動物愛護管理推進協議会で検討した「野良犬・野良猫を削減するための取組み」を着実に実行することで対応できる。なお、この取組は、県だけではなく、市町、獣医師会、動物愛護団体なども実施主体として協働して取組むことが重要である。
- 野良犬・野良猫対策には、不妊去勢手術など多くの経費が必要になる。野良犬・野良猫対策を推進するには、これらの取組への助成が有効と考えられるが、県としても、地域の実情を見ながら検討して、丁寧に対応していく必要がある。
- 野良犬・野良猫対策には、すぐに効果の出る特効薬はないので、県動物愛護管理推進計画に

基づく各種取組を各主体がきめ細かく実施していくしかない。

3 犬猫の返還・譲渡の促進に係る取組みについて

- 第2回の本検討会で挙げられた収容した犬猫の健康を維持するために、県動物愛護センターの収容施設の冷暖房設備には、2,000～3,000万円と多くの経費が必要になる。また、電気代も必要となる。
- 県動物愛護センターは、昭和55年に開設された旧建築基準法に基づき建築された古い建物であるので、増改築（増築、改築、大規模な修繕・模様替えなど）を行う場合、耐震診断を行い、新基準に適合する耐震構造にする必要があり、多大な経費が必要になる。感染防止のための検疫室や個別収容施設の設置、譲渡を促進するための犬猫を清潔にするグルーミング室や動物ふれあい室、譲渡展示室の設置など多数ある施設の課題や問題点を個々に改修するよりも、建替えた方が合理的・経済的である。このため、建替えに係る調査費等の予算について検討する。